

介護保険制度が改正されました

「要介護度」の区分が変わります

要介護状態の区分が従来の6段階から7段階になりました。これまで、要支援・要介護1に該当した人について、状態の改善の可能性が高い人は、要支援1・2となり、予防給付が受けられます。



「介護予防事業（地域支援事業）」が始まります

認定審査会で「非該当（自立）」と判定された人や虚弱な高齢者のみならず、できる限り介護が必要な状態とならないために、また、元気な高齢者のみさんは現在の健康な状態を維持していくために「地域支援事業の介護予防事業」が利用できます。

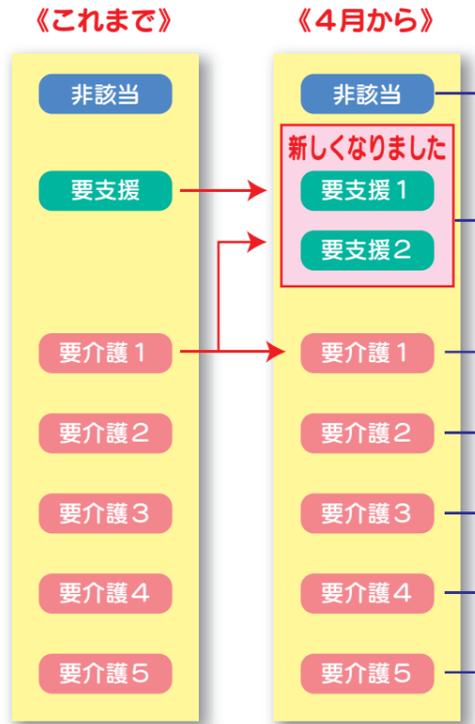
どんな仕事をするの？

- 虚弱高齢者：転倒骨折の予防、閉じこもり予防、生活指導 など
- 一般高齢者：健康講座、介護予防の普及啓発など



必要に応じて、介護予防サービス(地域支援事業)が利用できます。

支援が必要とされる人(要支援1・2) 予防給付が受けられます。



介護が必要とされる人(要介護1～5) 介護給付が受けられます。



介護予防の拠点 地域包括支援センター

町では、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心して生活ができるように介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支援するために、「地域包括支援センター」を織田保健福祉センター内に設置しました。いつでも健康で生活できるよう「地域包括支援センター」をご利用ください。

どんな仕事をするの？

総合相談支援
 ～さまざまな問題を解決するために～
 高齢者の皆さんに関するさまざまな相談について、関係機関が連携して適切なサービスや制度の利用につなげていきます。

介護予防ケアマネジメント
 ～適切な介護予防のために～
 高齢者のできることを見つけ、主体的な活動と参加意欲を高めることにより、要介護状態になることを予防していきます。

包括的・継続的ケアマネジメント
 ～いつでも必要なサービスを～
 主治医や介護支援専門員など様々な職種が連携して、包括的、継続的に支援していけるように体制をつくります。

権利擁護
 ～皆さんの権利を守るために～
 高齢者が安心して生活を行うことができるよう成年後見制度利用の支援、虐待への対応などを行います。

問合せ先
 越前町地域包括支援センター
 越前町織田106-51-1
 ☎ 36-1067

平成18年度から20年度の介護保険料が決まりました
 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は3年ごとに見直し、3年間の介護サービス費用がまかなえるように算出された「基準額」を基にして決まります。

所得階層	対象者	計算方法	月額保険料
第1段階	・老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人 ・生活保護の受給者	基準額×0.5	2,200円
第2段階	・住民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.5	2,200円
第3段階	・住民税非課税世帯で第2段階に該当しない人	基準額×0.75	3,300円
第4段階	・住民税課税世帯で本人が住民税非課税の人	基準額	4,400円
第5段階	・本人が住民税課税で合計所得額が200万円未満の人	基準額×1.25	5,500円
第6段階	・本人が住民税課税で合計所得額が200万円以上の人	基準額×1.5	6,600円

新しくなりました

どんなサービスがあるの？

- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- 介護予防福祉用具貸与・販売など



介護予防サービス（新予防給付）が始まります

「要介護認定」で「要支援1」「要支援2」と認定された人は、本人の意欲を高め、できることを増やしていきけるように状態を改善し、悪化を防ぐ「介護予防サービス（新予防給付）」が利用できます。